

# 日本エネルギー法研究所季報

JAPAN ENERGY LAW INSTITUTE QUARTERLY BULLETIN



第287号

## 【目 次】

Chevron判決（1984年）を覆した合衆国最高裁判決 —Loper Bright判決（2024年）…………… 1	研究班の動き…………… 1 1
筑紫 圭一	研究報告書の公開…………… 1 3
国際原子力法学会（INLA）ワルシャワ本大会 出張報告…………… 9	新着図書案内…………… 1 3
秋本 匡範	
尾崎 信之介	
加藤 衣織	

## Chevron判決（1984年）を覆した合衆国最高裁判決 —Loper Bright判決（2024年）

上智大学教授 筑紫 圭一

### 1. はじめに

アメリカ合衆国最高裁判所（以下「最高裁」という）は、Loper Bright判決（2024年）<sup>1</sup>において、Chevron判決（1984年）<sup>2</sup>を正式に覆した。本稿は、この判例変更を簡単に紹介するものである。

Chevron判決は、行政機関の法律解釈に対する敬讓型司法審査の原則を示した判決である<sup>3</sup>。これをChevron原則といい、その原型とされる二段階審査の内容は、次のとおりである。すなわち裁判所は、争点について議会意図が明確なときは、その意図を実現するものの（第一段階審査）、そうでないときは、合理的な行政解釈に敬讓を払う（第二段階審査）。換言すると裁判所は、法律を多義的（ambiguous）と判断すれば、裁判所が考える最善の

解釈でなく、行政機関の合理的解釈を採用することとなる。

Chevron判決は当初、行政法分野の革命的判決といわれた<sup>4</sup>。それは、従前の審査方式と比較して、Chevron原則が行政解釈の司法審査を大幅に緩和すると解されたためであり、またその結果として、裁判所が行政解釈を受容する場面も飛躍的に増えると予想されたためである<sup>5</sup>。その後の判例は、Chevron原則の適用範囲や適用方法を修正しており、決して原型どおりに同原則を適用してきたわけではない<sup>6</sup>。それでも最高裁は、40年にわたってChevron原則の枠組みを維持してきた<sup>7</sup>。

Chevron判決は、古今を通じ、連邦裁判所により最も多く引用された行政法判例である。同判決は、

2024年2月13日時点で、約70の最高裁判決を含む、18,000以上の判決で引用されてきた<sup>8</sup>。けれどもその一方で、最高裁はCuozzo判決（2016年）後にChevron原則を適用しておらず<sup>9</sup>、その動向が注目されていた。そうしたなか、1946年制定の連邦行政手続法（APA：Administrative Procedure Act）に反することを理由にChevron判決を覆したのが、今回紹介するLoper Bright判決である。

Loper Bright判決によれば、裁判所は、適用される法律の規定に関し、「すべての関連する解釈手法」を用い、「独自の判断」として「最善の解釈」を決定しなければならない。この審査方式は、Chevron原則とどう異なり、また、どのような意義を有するのか。以下では、Loper Bright判決を紹介し（2・3）、その意義と展望を述べる（4）。なお、本判決の内容、並びに、Chevron原則の運用とその分析から得られる日本法への示唆は、別稿での詳しい検討を予定しているため、そちらを参照いただければ幸いである。

## 2. 争点と論点

本件は、マグナソン・ステューブンス漁業保全管理法（MSA：Magnuson-Stevens Fishery Conservation and Management Act）の下で、商務長官の権限委任を受けた海洋漁業局（NMFS：National Marine Fisheries Service）が、2020年制定の規則で漁業者に費用負担させる漁業管理計画を認めたため、これを不服とするニシン漁業者が、MSA違反として争った事件である<sup>10</sup>。本件下級審はいずれもChevron原則を適用して行政解釈を支持し、最高裁は裁量上訴を認めた<sup>11</sup>。争点は、Chevron判決を判例変更又は明確化すべきかである<sup>12</sup>。

最高裁は、ロバーツ長官執筆の多数意見（6名）により、APA違反を理由としてChevron判決を判例変更し、原判決の破棄・差戻しをした<sup>13</sup>。トマス判事とゴーサッチ判事が、それぞれ同意意見を執筆している。また、ケイガン判事が反対意見（3名）を執筆した<sup>14</sup>。多数意見の結論は、次のとおりである。「Chevron判決は覆される。裁判所は、APAが義務づけるとおり、行政機関が法律上の権限内で活動したかどうかを決定する際に、独自の判断（independent judgment）をしなければならない。行政機関の判断へ

の慎重な配慮（careful attention）は、その審理に影響を与える。そして特定の法律が、憲法上の制限に従い、行政機関に権限を委任するときは、裁判所は、当該行政機関がその範囲内で活動することを確保しつつ、その委任を尊重しなければならない。しかしながら裁判所は、単に法律が多義的であるとの理由で行政機関の法解釈に敬讓を払う必要はないし、APAの下で、そうしてはならない<sup>15</sup>。」

## 3. 論理と特徴

本件の論点は、①Chevron原則がAPA違反か、また、②Chevron判決の判例変更が先例法理（stare decisis）の下で正当化されるか、である。多数意見は①と②を肯定し、反対意見はどちらも否定した。以下では、①の論理と特徴を説明する<sup>16</sup>。

### (1) 本判決の論理—Chevron原則のAPA違反

#### a. APA違反認定の論理

APA§706は、行政活動の司法審査に関し、裁判所が「すべての関連する法的問題（all relevant questions of law）を決定し、憲法及び法律の規定を解釈…せねばならない（shall）」と定める<sup>17</sup>。また、§706(2)(A)は、裁判所が「法に適合しない…と認められる行政活動、事実認定及び結論を違法と判断し、取り消す」ことを義務づける<sup>18</sup>。

多数意見は、次の論理により、Chevron原則をAPA違反と判断した。すなわち、①APA以前に、行政機関の法律解釈全般に適用されるChevron原則のような敬讓原則は、存在しなかった<sup>19</sup>。②APAは「司法作用に関する伝統的理解」を取り入れたものであり、その理解によれば、裁判所は法律規定の意味を独自に決定しなければならない<sup>20</sup>。さらに、③APA制定からChevron判決まで、裁判所は伝統的理解を維持し、裁量権委任の有無を法律ごとに（on a statute-by-statute basis）確認していた<sup>21</sup>。しかし、④Chevron原則は、APAの定めた伝統的アプローチと主客転倒であり、法律の多義性を行政機関への黙示的委任（implicit delegations）と推定する点でAPAに適合しえない<sup>22</sup>。

多数意見のいう伝統的理解の詳細は、次のとおりである<sup>23</sup>。第一に、法律規定の意味を決定する際、裁判所は「独自の判断」をしなければならない。裁判官が当該法律を多義的と考えるにせよ（そうでな

いにせよ)、仮に行政機関の関与がなかったとしたら、当該裁判所が「すべての関連する解釈手法 (all relevant interpretive tools)」を用いて到達したであろう「最善の解釈 (best reading)」が存在する<sup>24</sup>。第二に、独自の判断には、行政機関の法律解釈に「相応の敬意 (due respect)」を払うことが含まれる。ただし行政機関の見解は、裁判所の判断に影響を与えうるとしても、その判断に取って代わるものではない<sup>25</sup>。行政解釈の説得力に応じた敬讓を払う Skidmore 原則<sup>26</sup>のほか、法律制定当時の (contemporaneous) 行政解釈や首尾一貫した (consistent) 行政解釈に重き (weight) を置く準則<sup>27</sup>は、APAに違反しない。第三に、法律の意味が行政裁量権の委任である場合もあり、連邦議会は、そうした法律をしばしば (often) 制定する。その例として、行政機関に対し、①特定の法律規定に意味を与える権限を行政機関へ明示的に委任するもの<sup>28</sup>、②法制度の「詳細を埋める (fill up the details)」ための規則を定める (prescribe rules) ことを認めるもの<sup>29</sup>、さらには、③「適切な (appropriate)」や「合理的な (reasonable)」といった柔軟性を残す語句の下で規制実施を認めるもの<sup>30</sup>、がある。第四に、行政裁量権の委任がある場合、裁判所の役割は、①委任の合憲性を判別し、②委任された権限の範囲を確定し、かつ、③当該行政機関がその範囲内で「筋の通った意思決定 (reasoned decisionmaking)」をしたと保証することである<sup>31</sup>。

#### b. APAの文言とその解釈

多数意見によれば、1946年に「行政官への抑制 (check)」として制定されたAPAは、上述の伝統的理解を条文化した。文理上の根拠は、次の3点である<sup>32</sup>。すなわち、①§706が、裁判所に「すべての関連する法的問題」の決定を求める点、②APAが、行政機関の政策決定 (policymaking) や事実認定 (factfinding) について敬讓型の司法審査基準を定めるのに対し<sup>33</sup>、法的問題について同様の規定を欠く点、及び、③「憲法及び法律の規定」の解釈を命じる§706が、両者を区別せず定めることにより、法律解釈は憲法解釈と同じく敬讓型司法審査を受けないと明示する点である。多数意見は、こうした文言の明白な意味が、その立法史や当時の学説からも裏づけられるとしている<sup>34</sup>。

#### (2) 特徴

本判決の特徴を3つ指摘したい。第一に、Chevron原則をAPA違反と判示したことである。トマス判事同意意見がChevron原則を憲法違反としたのに対し<sup>35</sup>、多数意見はあくまでAPA違反として論じている<sup>36</sup>。第二に、APAの解釈について学説の対立がある中で、一方の学説に依拠して判断を下したことである<sup>37</sup>。「司法審査の範囲 (scope of review)」に係るAPAの定めが、従前の判例法を条文化したものであるという点については、学説の評価がほぼ一致する<sup>38</sup>。しかし従前の判例法とAPAが、法的問題に関しChevron原則のような敬讓型司法審査を禁止するかどうかについては、学説の見解が分かれており<sup>39</sup>、本判決の多数意見と反対意見も鋭く対立した<sup>40</sup>。ただし多数意見も、連邦議会が行政機関へ適法に委任した政策決定 (裁量問題) については、裁判所の判断代置を求めない<sup>41</sup>。そのため多数意見が問題視するのは、法律の多義性だけで黙示的委任があると推定し、一律に強度の敬讓を払う点であると解される<sup>42</sup>。第三に、多数意見のいう独自の判断とは、行政解釈を完全に無視するものではないことである<sup>43</sup>。上記のとおり、行政解釈が何らかの敬讓を受ける例として、①Skidmore原則の敬讓を受ける場合、②法律制定当時の行政解釈や首尾一貫した行政解釈である場合、③議会の委任がある場合を挙げている。

#### 4. 意義と展望

Loper Bright判決によれば、裁判所は、適用される法律の規定に関し、「すべての関連する解釈手法」を用い、「独自の判断」として「最善の解釈」を決定しなければならない。これは、Chevron原則の二段階審査と異なり、一段階の審査である<sup>44</sup>。その意義と今後の展望を最後に述べよう。

##### (1) 理論的意義

Loper Bright判決の理論的意義は、いくつかある。ここでは、①法律の多義性が直ちに黙示的委任を意味するとの推定を否定した点、②法と政策のバランスを変えた点、及び、③正当化根拠を判例法理から法律へ変更した点について述べる<sup>45</sup>。

第一に、法律の多義性が直ちに黙示的委任を意味するとの推定を否定した点である。Chevron原則の形式的根拠は、議会による解釈権の委任であり、こ

の委任は、明示的でも黙示的でもよいとされた。同原則の理論的な革新性は、「法律が多義的なとき、連邦議会はその解決を所管行政機関に委ねている」との推定を採用した点にある<sup>46</sup>。黙示的委任理論を支えた上記の推定は、行政機関に有利な推定であり、裁判所が下記の実質的根拠を踏まえて創造したフィクションであった<sup>47</sup>。Loper Bright判決は、2つの理由から同原則の包括的な推定を問題視する。1つは、法律の多義性が生じる原因はさまざまであり、その多義性を「法解釈権の委任」と同一視することはできないから、上記推定は議会意図から乖離しているとの理由である<sup>48</sup>。もう1つは、多義性自体が「感覚的で操作容易な概念」であり「裁判所と行政機関の間で解釈権を配分する常用の基準として有効でありえない」との理由である<sup>49</sup>。本判決は、裁判所に対し「現実の委任（actual delegation）<sup>50</sup>」の有無を法律ごとに判定するように求めるため、今後は、その判定方法が重要な論点となろう<sup>51</sup>。なお、本判決は「黙示的委任」自体を否定するものではない<sup>52</sup>。

第二に、法と政策のバランスを変えたことである。Chevron原則の実質的根拠は、専門性や民主性の見地から行政機関が裁判所に優位する点にあった。法律の多義性を解決することが政策決定に等しいとの前提に立てば、その解決を所管行政機関に委ねる方が望ましい。なぜならば、当該行政機関は、裁判所と比較し、科学技術や複雑な規制制度に精通する点で専門性に優れ、また、選挙で選ばれた大統領の統制を受ける点で民主性に優れるためである。そこで同原則の第一段階審査は、裁判所の役割を法律が一義的か否かの判定に限定することにより、裁判所が独自に判断する法の領域（法的問題）を縮小する反面、行政機関に委ねられる政策の領域（行政裁量）を拡大した。しかしLoper Bright判決は、上記の前提と行政機関の比較優位性を否定し<sup>53</sup>、仮に法律の多義性が存在したとしても、行政裁量権の委任の有無を含め、裁判所が独自かつ法律ごとに最善の解釈を決めることとする。そのため同判決は、行政裁量の有無や広狭に関する判定も含めて法的問題を拡大しており<sup>54</sup>、理論上、法と政策のバランスを変更したものと評価できよう<sup>55</sup>。

第三に、正当化根拠を判例法理からAPAへ変更したことである。Chevron原則は、裁判所が創出し

た判例法理（連邦コモンロー）であった<sup>56</sup>。これに対しLoper Bright判決は、APAの解釈を今回打ち出した審査方式の根拠とするため、学説上、「最も強い形式の先例法理」に服すると評される<sup>57</sup>。そのため理論上は、判例法であったChevron判決の変更と比較し、法律であるAPAを正当化根拠としたLoper Bright判決の変更は、より難しいと解される。

## (2) 実際の意義

次に、①連邦法解釈の統一性、②政策変更の許容性という見地から、Loper Bright判決の実際の意義を述べる。ただし、①と②のいずれも、今後の運用により左右される問題であり、以下に述べる内容は、あくまで現時点で予想される影響にすぎない<sup>58</sup>。

第一に、連邦法解釈の矛盾が多く生じうる。Chevron原則は、連邦法解釈の統一性確保に資すると解されてきた<sup>59</sup>。同原則は、法律の多義性が存在し、かつ、合理的な解釈である限り、裁判所に全国統一的な行政解釈の受容を求めたためである<sup>60</sup>。これに対しLoper Bright判決は、裁判所独自の判断により最善の解釈を決定するよう求める<sup>61</sup>。しかしながら最高裁は、Skidmore原則を含む「すべての関連する解釈手法」の内容と適用方法を十分に説明していないため<sup>62</sup>、敬讓の要否や委任の有無を含め、さまざまな点で裁判所の解釈が分かれうる<sup>63</sup>。最高裁が連邦法解釈の統一に努めるとしても、連邦控訴裁判所の数及び最高裁の処理能力からすれば、生じた解釈の不一致を十分に解消できないおそれもある<sup>64</sup>。

第二に、政策変更がより困難になりうる。Chevron原則は、理論上、政策変更を容易にすると解されてきた<sup>65</sup>。同原則の下では、行政機関は、法律が多義的であれば、合理的解釈の変更を通じて政策を変更でき、政策を変更する上で、連邦議会の法律制定や裁判所の判例変更を経る必要がなかったからである。これに対し、Loper Bright判決の示した審査方法は、いくつかの理由から、こうした政策変更を妨げる方向に作用しうると解される<sup>66</sup>。まず、裁判所がSkidmore原則や他の解釈手法を用い、多義的な法律の正しい意味を独自に確定した場合には、行政機関はその意味を変更できなくなるからである<sup>67</sup>。その意味と異なる政策を実施するためには、連邦議会の法律制定や裁判所の判例変更が必要とな

ろう。次に、本判決の挙げる「法律制定当時の行政解釈」や「首尾一貫した行政解釈」の尊重は<sup>68</sup>、行政解釈の変更にも不利に作用しうるものであり、行政機関による変更の試み自体を妨げうるからである<sup>69</sup>。最後に、裁判所が議会委任の存在をどれほど積極的に認めるかは、現時点で不明だからである。Loper Bright判決も、議会の委任がある場合には、Chevron原則の第二段階審査と同様の合理性審査を予定するため<sup>70</sup>、そうした委任が存在する限りにおいて、合理的な行政解釈の変更を通じた政策変更の余地は残されている。しかしながら、独自に最善の解釈を決める裁判所が、議会委任の存在を認めることに消極的であれば、行政解釈の変更を通じた政策変更の余地も、それに依りて減少することとなろう。

### 【注】

<sup>1</sup> Loper Bright Enterprises v. Raimondo, 603 U.S. \_\_\_\_ (2024), 144 S. Ct. 2244. 最高裁は、争点を共通にする Relentless, Inc. v. Department of Commerce. と併せて審理した。本稿執筆時に接した本判決の英語評釈・論文は、次のものである。Thomas W. Merrill, The Demise of Deference — And the Rise of Delegation to Interpret?, 138 Harv. L. Rev. 227 (2024); Jack M. Beerman, Chevron Deference Is Dead, Long Live Deference, 2024 Cato Sup. Ct. Rev. 31; Ronald A. Cass, The Curtain Falls on Chevron: Will the Chevron Two-Step Give Way to a Simpler Loper Bright-Line Rule?, 25 Federalist Soc'y Rev. 320 (2024); Lisa Schultz Bressman, The Ordinary Questions Doctrine, 92 Geo. Wash. L. Rev. 985 (2024); Daniel T. Deacon & Leah M. Litman, Two Takes on Administrative Change from the Roberts Court, 62 Harv. J. on Legis. Symposium Ed. 1 (2024); Donald L. R. Goodson, Discretion Is Not (Chevron) Deference, 62 Harv. J. on Legis. Symposium Ed. 12 (2024); Abbe R. Gluck, Overruling Chevron without a Coherent Theory of Statutory Interpretation and the Court-Congress Relationship, 62 Harv. J. on Legis. Symposium Ed. 20 (2024); Nina A. Mendelson, Tossing Sand in the Regulatory Gears: Hurdles to Policy Progress in the Supreme Court, 62 Harv. J. on Legis. Symposium Ed. 40 (2024); Chris S. Leason and Liam Vega Martin, Supreme Court Overrules Chevron, 54 Envtl. L. Rep. 10731 (2024).

<sup>2</sup> Chevron U.S.A. Inc. v. Natural Resources Defense Council, Inc. 467 U.S. 837 (1984). スティーブンス判事の全員一致意見（6名）である。

<sup>3</sup> 敬讓 (deference) という語は、多義的である。最高

裁によれば、Chevron原則の敬讓は、裁判所に対し、①仮に裁判所が独自に判断すれば達したであろう解釈を無視するように求め、②首尾一貫しない行政解釈を含め、行政解釈に「拘束力のある (binding) 敬讓」を機械的に与えることを要求し、かつ、③先例が法律を一義的 (unambiguous) と述べない限り、当該先例が認めた法律の意味と異なる行政解釈に対しても拘束力のある敬讓を払うように求めるものである。Loper Bright, 144 S. Ct. at 2265.

<sup>4</sup> 筑紫圭一「アメリカ合衆国における行政解釈に対する敬讓型司法審査 (上)」上法48巻1号 (2004年) 113、115頁を参照。なお、Chevron判決を下した判事たちは、革命的判決との認識や意図を有しなかったとされる。Thomas W. Merrill, The Story of Chevron: The Making of an Accidental Landmark, 66 Admin. L. Rev. 253 (2014).

<sup>5</sup> 行政解釈の認容率に係る実証研究をレビューした近時の文献は、Chevron判決以前の行政解釈認容率を55～65%程度、同判決以降のそれを65～75%程度と見積もり、その変化を「些細 (trivial)」ではないが「小規模 (modest)」であったと評価する。THOMAS W. MERRILL, THE CHEVRON DOCTRINE: ITS RISE AND FALL, AND THE FUTURE OF THE ADMINISTRATIVE STATE 2 (HARV. UNIV. PRESS, 2022).

<sup>6</sup> 第一に最高裁は、Chevron原則の適用範囲を限定している。たとえば、①「立法規則制定権」や「正式裁決権」を有する行政機関が「告知コメント手続」や「正式裁決手続」を履践して示した行政解釈を同原則の一般的な適用対象とすること (United States v. Mead Corp., 533 U.S. 218 (2001).) や、②争点の問題が経済的・政治的な「重要問題」であるときはChevron原則を適用せず、連邦議会が行政機関に対し当該権限を明示的に委任しない限り、その委任の存在を認めないこと (King v. Burwell, 576 U.S. 473 (2015); West Virginia v. EPA, 597 U.S. 697 (2022).) などを示している。See Loper Bright, 144 S. Ct. at 2268-69. なお、①は「ゼロ段階審査 (step zero)」、②は「重要問題法理 (major question doctrine)」と呼ばれる。第二に最高裁は、第一段階審査を厳格に適用し、第二段階審査に進む場面を限定してきた。2000年頃までの動向につき、筑紫圭一「アメリカ合衆国における行政解釈に対する敬讓型司法審査 (下・完)」上法48巻2号 (2005年) 39～56頁。

<sup>7</sup> Chevron原則に関する近時のまとまった邦語研究として、辻雄一郎『シェブロン法理の考察』(日本評論社、2018年)、また、Loper Bright事件の下級審や関連論点を扱う邦語文献として、海道俊明「Chevron法理と重要問題法理—我が国の視点から見えるもの」民商160巻3号 (2024年) 335頁、辻雄一郎「主要な問題をめぐる合衆国最高裁の裁判官の解釈方法—学生ローンと沿岸漁業監視プログラムについて—」法論96巻6号 (2024年) 39頁、福永実「アメリカにおける制定法解釈と解釈原則 (1)」広法47巻3号 (2024年) 13頁を参照。なお今回は、紙幅の都合上、邦語先行

研究の引用を最低限にとどめることをお断りし、お詫び申し上げます。

<sup>8</sup> K. Barnett & C. Walker, *Chevron and Stare Decisis*, 31 *Geo. Mason L. Rev.* 475, 477-78 and n.11 (2024).

<sup>9</sup> *Cuozzo Speed Technologies, LLC v. Lee*, 579 U.S. 261, 280 (2016).

<sup>10</sup> 本件の争点は、NMFSがMSA上、漁業管理計画の遵守を監視する「乗船監視員」に要する費用を原告ら（大西洋ニシン漁業者）に負担させる権限を有するか、である。原告らは、MSA上、他の漁業者について費用負担を求める明文規定があるのに対し、自分たちについては同様の規定がないから、費用負担の要求が禁じられていると主張した。MSAの歴史や仕組みを詳しく検討する英語文献として、次のものがある。See Caroline Cecot, *The Meaning of "Silence"*, 31 *Geo. Mason L. Rev.* 515, 519-28 (2024) (MSAの歴史を詳論する。) ; John F. Duffy, *Chevron, De Novo: Delegation, Not Deference*, 31 *Geo. Mason L. Rev.* 541, 555-57 (2024) (MSAの仕組みを精密に分析する。)

<sup>11</sup> ① *Loper Bright* 事件の第1審は、正式事実審理を経ないでなされる判決（summary judgment）で *Chevron* 原則に基づき行政解釈を尊重した。544 F. Supp. 3d 82, 107, 103-107 (D. C. C. 2021). 原審は、2対1で第1審の判断を支持した。45 F. 4th 359 (D. C. Cir. 2022). ② *Relentless* 事件の第1審も、同原則に基づき NMFS の解釈を尊重した。561 F. Supp. 3d 226, 234-38 (D. R. I. 2021). 原審は、同原則の下で、第一段階審査と第二段階審査のいずれかを明言せず、行政解釈を支持した。62 F. 4th 621 (1st Cir. 2023).

<sup>12</sup> 601 U.S. \_\_\_, 144 S. Ct. 325, 217 L. Ed. 2d 154 (2023); 598 U.S. \_\_\_, 144 S. Ct. 417, 217 L. Ed. 2d 232 (2023).

<sup>13</sup> トマス判事、アリート判事、ゴーサッチ判事、カバナー判事、バレット判事が同調した。

<sup>14</sup> ソトマイヨール判事、ジャクソン判事（*Relentless* 事件のみの参加）が同調した。

<sup>15</sup> *Loper Bright*, 144 S. Ct. at 2273.

<sup>16</sup> ②について簡単に述べると、先例法理とは、「ある判決でとられた法の準則は、将来同種事件において、原則として従われるべきものとする法理」であり、先例拘束性の原理ともいう。田中英夫編集代表『BASIC英米法辞典』（東京大学出版会、1993年）59頁。本件では、判例変更基準とその充足性につき、多数意見と反対意見の見解が鋭く対立した。多数意見は、複数の憲法判例を踏まえ、①先例の理由づけの質（quality）、②先例が確立した規範の実行可能性（workability）、及び、③先例への信頼（reliance）を判例変更基準とし、いずれの観点からも *Chevron* 判決を変更すべきだとした。なお、*Chevron* 原則の下で行政活動を合理的と認めた判例は、その理由だけで覆されることはなく、それらを覆すには「特別の正当化事由」が必要だとしている。*Loper Bright*, 144 S. Ct. at 2270-73. 上記の基準自体に異議を唱える反対意見は、*Chevron* 判決が「先例法理による最大限の保

護」を受け、それを覆すためには、当該判決を誤りと信じる以上の「特別に強い理由（exceptionally strong reason）」が必要だと主張した。Id. at 2306-308.

<sup>17</sup> 5 U.S.C. § 706.

<sup>18</sup> 5 U.S.C. § 706(2)(A).

<sup>19</sup> *Loper Bright*, 144 S. Ct. at 2257-60（憲法第3編（U.S. Const. art. III）、フェデラリスト、*Marbury v. Madison*, 5 U.S. (1 Cranch) 137, 177 (1803) (Marshall, C. J.); *United States v. Dickson*, 40 U.S. (15 Pet.) 141 (1841) (Story, J.) などの判例及び学説を検討した。)

<sup>20</sup> Id. at 2261-63.

<sup>21</sup> Id. at 2263-64.

<sup>22</sup> Id. at 2265-66.

<sup>23</sup> Id. at 2262-63.

<sup>24</sup> Id. at 2266（「裁判所がすべての関連する解釈手法を用いた後に最善と結論づける解釈と異なる『許容しうる（permissible）』解釈について語る意味はない。」）

<sup>25</sup> Id. at 2257-58.

<sup>26</sup> *Skidmore* 原則も、最高裁判例に由来する敬讓原則の1つである。*Skidmore v. Swift & Co.*, 323 U.S. 134 (1944) は、行政解釈の「説得力」に着目し、敬讓の程度を「考察の徹底度、理由づけの有効性、前後の一貫性」に照らして決定するとした。同原則は、裁判所の全面審査を前提とし、あくまで裁判所の自制に由来する敬讓原則と理解されてきた。また同原則は、単なる合理性以上の説得力を有する行政解釈に限って敬讓を払うように求めるため、その敬讓は、*Chevron* 原則の敬讓に比べ、弱い敬讓といわれる。*Skidmore* 原則が「専門性」に主眼を置く敬讓原則であるのに対し、*Chevron* 原則は「政治的責任」をより重視するものとされる。参照、筑紫・前掲注（4）117～19、125頁。

<sup>27</sup> *Loper Bright*, 144 S. Ct. at 2257-58, 2259 and 2262.

<sup>28</sup> *Batterton v. Francis*, 432 U.S. 416, 425 (1977).

<sup>29</sup> *Wayman v. Southard*, 10 *Weat.* 1, 43 (1825).

<sup>30</sup> *Michigan v. EPA*, 576 U.S. 743, 752 (2015).

<sup>31</sup> *Loper Bright*, 144 S. Ct. at 2263（Henry P. Monaghan, *Marbury and the Administrative State*, 83 *Colum. L. Rev.* 1, 27 (1983) 及び *Michigan*, 576 U.S. at 750 を引用し、*Motor Vehicle Mfrs. Assn. of United States, Inc. v. State Farm Mut. Automobile Ins. Co.*, 463 U.S. 29 (1983) を参照判例として挙げた。）なお、*State Farm* 判決は裁量審査に関する指導的判例である。

<sup>32</sup> *Loper Bright*, 144 S. Ct. at 2261.

<sup>33</sup> 5 U.S.C. § 706(2)(A)（専断的恣意的基準）；§ 706(2)(E)（実質的証拠基準）。

<sup>34</sup> *Loper Bright*, 144 S. Ct. at 2262.

<sup>35</sup> Id. at 2274（トマス判事同意意見）（「*Chevron* 原則の敬讓は…2つの方法で権力分立に反する。それは、裁判所に付与された司法権を抑制し、同時に憲法上

の制限を超えて行政機関の執行権を拡大する。』。

<sup>36</sup> Merrill, *supra* note 1, at 235.

<sup>37</sup> APA違反に関する多数意見の説示は「説得力に欠ける (weak)」と評される。Id. at 236-41. See also, Beerman, *supra* note 1, at 32 (多数意見はAPA以前の法を「誇張した (overstated)」と指摘する。)

<sup>38</sup> この点につき、多数意見と反対意見の見解も一致する。Loper Bright, 144 S. Ct. at 2261-62 (多数意見) ; Id. at 2304 (ケイガン判事反対意見) . なおAPA制定当時の学説で、判例法の「変更 (change)」により、§ 706が裁判所に対して行政解釈への敬讓を禁止したと理解するものがある。See John Dickinson, *Administrative Procedure Act: Scope and Ground of Broadened Judicial Review*, 33 A.B.A.J. 434, 516 (1947). ただし近時の研究は、この学説を「ほぼ完全に単独説」と評価する。Ronald M. Levin, *The APA and the Assault on Deference*, 106 Minn. L. Rev. 125, 181 (2021).

<sup>39</sup> APAの解釈につき、次の諸文献を参照。Compare John F. Duffy, *Administrative Common Law in Judicial Review*, 77 Tex. L. Rev. 113, 193-95 (1998); Aditya Bamzai, *The Origins of Judicial Deference to Executive Interpretation*, 126 Yale L. J. 908, 976-95 (2017) with Cass R. Sunstein, *Chevron as Law*, 107 Geo. L. J. 1613, 1642 (2019); ADRIAN VERMEULE, *JUDGING UNDER UNCERTAINTY: AN INSTITUTIONAL THEORY OF LEGAL INTERPRETATION* 207 (HARV. UNIV. PRESS, 2006).

<sup>40</sup> Loper Bright, 144 S. Ct. at 2257-63 (多数意見) ; Id. at 2301-06 (ケイガン判事反対意見) (「実際、§ 706は、法律解釈に関する何らの審査基準も規定していない。」(強調ママ。原文はイタリック)) .

<sup>41</sup> 前掲注(31)参照。そうすると、第一段階審査で裁判所独自の判断を行い、第二段階審査で行政機関の合理的解釈に敬讓を払うというChevron原則の枠組み自体は、多数意見の解釈した従前の判例法とAPAに違反しないことになろう。See Merrill, *supra* note 1, at 239. See also, *City of Arlington v. FCC*, 569 U.S. 290, 317 (2013) (ロバーツ長官反対意見) (「行政機関の法律解釈にChevron原則の敬讓を与えるとき、最高裁 (we) は [APA § 706] の命令を無視するのではなく、それを尊重している。」)

<sup>42</sup> See Loper Bright, 144 S. Ct. at 2265 (「Chevron原則は、…法律の多義性を行政機関への黙示的委任と推定することで、APAに適合しえない。」) ; Id. 2266-67 (行政機関の専門性、連邦法解釈の統一性、法律の多義性解決に伴う政策判断という「考慮要素のいずれも、議会意図に係るChevron原則の包括的な推定を正当化しない。」) . See also, Beerman, *supra* note 1, at 48.

<sup>43</sup> 「独自の判断」と類似の「初審的審査 (de novo review)」という用語があるところ、多数意見は前者を用いる。Merrill, *supra* note 1, at 262 (法的问题の初審的審査という表現は、行政解釈を全く考慮しな

いという含みを持ちうるため、多数意見はその表現を避けたと指摘する。)

<sup>44</sup> Id. at 229. なお、議会の委任があるときは、さらに裁量審査 (合理性審査) が行われる。前掲注(31)参照。従来は、Chevron原則の第二段階審査と裁量審査の異同が1つの論点であったものの、この問題自体はLoper Bright判決により解消された。

<sup>45</sup> 本判決の射程については、とくに次の文献を参照。See Merrill, *supra* note 1, at 259-72.

<sup>46</sup> See Loper Bright, 144 S. Ct. at 2265 (Smiley v. Citibank (South Dakota) N.A., 517 U.S. 735, 740-41 (1996)を引用し、Chevron原則は、「連邦議会が、行政機関に実施させる法律に多義性を残した際に、その多義性がまず当該行政機関によって解決されることを理解し、かつ、その多義性が許容するいかなる程度の裁量であっても (裁判所でなく) 当該行政機関が保有することを要求した、という推定」に依拠したとする。)

<sup>47</sup> See Loper Bright, 144 S. Ct. at 2268 (多数意見) .

<sup>48</sup> Id. at 2265-66. ケイガン判事反対意見は、Chevron原則の推定をフィクションと認めつつも、連邦議会が40年間それを変更する法律をほとんど制定しなかった以上、その推定が議会意図に適うものとなっていると反論した。Id. at 2301.

<sup>49</sup> Id. at 2270-71. この点は、学説上、多数意見がChevron判決の明確化でなく判例変更を選択した主な理由だと説明される。Merrill, *supra* note 1, at 259-60. ケイガン判事反対意見は、多義性が操作容易だとの指摘に対し、仮にそうだとした場合、それが多くの法分野で用いられる概念であり、それで対処できていると反論した。Loper Bright, 144 S. Ct. at 2308-309.

<sup>50</sup> Id. at 2272 (「法律の多義性は、…行政裁量権の現実の委任を示す信頼に足る指標ではない。」) . なお、先例法理に係る議論 (前掲注(16)参照) で、多数意見が、Chevron原則の適用を困難とし、その実行可能性を否定したのに対し、ケイガン判事反対意見は、それは比較優位性の問題 (difficult as compared what?) であるとし、多数意見の求める「法律ごとの評価」も複雑であり、予見可能性の見地からすれば「全面的な推定」の方が優れると反論した。Loper Bright, 144 S. Ct. at 2309-10.

<sup>51</sup> なお、Chevron原則に修正を加えた従来判例 (前掲注(6)参照) には、委任の有無の判定に関連するものもあるが、本判決は、それらの判例が有効か否かを説明していない。See Merrill, *supra* note 1, at 267-69.

<sup>52</sup> See id. at 261.

<sup>53</sup> Loper Bright, 144 S. Ct. at 2268 (「法律の多義性の解決は、法解釈を伴う。その作業は、裁判所が行政機関に頼れるからというだけで、突如として政策決定になるわけではない。…裁判所は、どういった文脈であれ、個人的な政策的選好ではなく、法律解釈の伝統的手法に基づき、法律を解釈する。」(引用符削除)) ; Id. at 2266 (「おそらく最も根本的に、

Chevron原則の推定が誤っているのは、行政機関は法律の多義性を解決する特別な能力（special competence）を有しないからである。裁判所こそが、それを有する。）．特別な能力に係る多数意見の説示につき、反対意見は「妄言（malarkey）」だと厳しく批判する。Id. at 2300-301.

<sup>54</sup> See Merrill, supra note 1, at 271.

<sup>55</sup> 政策の領域が実際にどれほど減少するかは、今後の裁判例次第である。なお、法と政策の混合問題を法的问题と裁量問題のいずれに分類するかという論点があるところ、Loper Bright判決は、裁判所がこの論点にどう対処すべきかを十分に説明していないと指摘される。See Bressman, supra note 1.

<sup>56</sup> Loper Bright, 144 S. Ct. at 2272（多数意見）（Chevron原則を「司法府の創作物（judicial invention）」と述べる。）．See also Merrill, supra note 1, at 240 and n. 112.

<sup>57</sup> Id. at 272.

<sup>58</sup> そのため、①や②の見地から実際にLoper Bright判決の示した審査方式とChevron原則のいずれが優れるかは、実証研究を要する問題であろう。

<sup>59</sup> Peter L. Strauss, *One Hundred Fifty Cases Per Year: Some Implications of the Supreme Court's Limited Resources for Judicial Review of Agency Action*, 87 Colum. L. Rev. 1093, 1121 (1987).

<sup>60</sup> See e.g., K. Barnett, C. Boyd, & C. Walker, *Administrative Law's Political Dynamics*, 71 Vand. L. Rev. 1463, 1502 (2018)（初審的審査に比べてChevron原則は裁判官の合意を促進することを示す。）．

<sup>61</sup> この論点につき多数意見は、①Chevron原則が全体として統一性を実際に促進するかは定かでない、②連邦議会が自らの制定した法律の正しい解釈よりも統一性それ自体を優先すると推定する理由はない、と述べる。Loper Bright, 144 S. Ct. at 2267.

<sup>62</sup> Skidmore原則の意味や適用方法については、裁判所の理解が一致しない。筑紫・前掲注（4）脚注77参照。See also, Merrill, supra note 1, at 266-67. 重要問題法理（前掲注（6）②）の独立した法理としての必要性や位置づけも問題となろう。Id. at 270-71.

<sup>63</sup> なおケイガン判事反対意見は、先例への信頼に係る議論（前掲注（16）③）において、Chevron原則の

下では敗訴を予想して争われなかった行政解釈も、今後は訴訟で争われようと指摘する。Loper Bright, 144 S. Ct. at 2310.

<sup>64</sup> 連邦控訴裁判所は、全国12の巡回区とFederal circuitを加えて13ある。近時の最高裁は、年間75件程度を処理するとされる。MERRILL, supra note 5, at 95.

<sup>65</sup> See e.g. *Nat'l Cable & Telecomm. Ass'n v. Brand X Internet Services*, 545 U.S. 967, 981 (2005)（Chevron原則は、法律の多義性が認められれば、「無説明の一貫性欠如」などの専断的恣意的行為に当たらない限り、行政機関の解釈変更を認めるとする。）．

<sup>66</sup> See Jonathan S. Masur, *Relentless as Entrenchment*, 31 Geo. Mason L. Rev. 573, 574 (2024); Merrill, supra note 1, at 272; Mendelson, supra note 1, at 52-55. 本判決の多数意見やゴーサッチ判事同意意見は、Chevron原則が行政解釈の変更を通じた政策変更を広く許容した点に批判的である。See Loper Bright, 144 S. Ct. at 2272（多数意見）（現実の委任なく行政機関の解釈変更を認めるChevron原則は、「正当性を欠く法的安定性欠如」を助長する。）；Id. at 2284-85（ゴーサッチ判事同意意見）（連邦政府の求めに応じ裁判官に法の解釈変更を強要する同原則は、政府に有利な「系統的バイアス（systematic bias）」を保障するものであり、公正な裁判に反する。）．

<sup>67</sup> Chevron原則の場合と異なり、裁判所がSkidmore原則に基づいて行政解釈を支持した場合、その判示は先例としての効果をもつため、行政機関が解釈変更を望むときは、裁判所を説得し先例を変更する必要がある。See Beerman, supra note 1, at 53.

<sup>68</sup> Chevron判決は、「最初の行政解釈が直ちに刻石されるわけではない。むしろ行政機関は情報に基づく規則制定をするために、諸種の解釈と政策の賢明さを継続的に考慮しなければならない」と述べる。467 U.S. at 863-64. そのため同判決は、行政解釈の変更を肯定的に捉えており、それ以前と異なって、敬讓審査の考慮事項から「行政機関の存続期間」を除外したものと解された。筑紫・前掲注（6）58～59頁。

<sup>69</sup> Merrill, supra note 1, at 272.

<sup>70</sup> 前掲注（31）参照。See also, Merrill, supra note 1, at 266.

## 国際原子力法学会（INLA）ワルシャワ本大会出張報告

研究員 秋本 匡範  
研究員 尾崎 信之介  
研究員 加藤 衣織

### 1. はじめに

本年11月3日（日）から11月7日（木）まで、ポーランド・ワルシャワにおいて国際原子力法学会（International Nuclear Law Association—INLA）ワルシャワ本大会が開催され、弊所からは野村豊弘理事長、友岡史仁研究部長、秋本匡範研究員、尾崎信之介研究員および加藤衣織研究員の5名が参加した。また、フィンランド・ヘルシンキを訪問し、同国の経済雇用省および放射線・原子力安全庁へのインタビューを実施した。本稿ではその概要を報告する。

### 2. INLAワルシャワ本大会について

#### (1) INLAの概要

INLAは、原子力の平和利用に関する法的諸問題についての研究の促進、研究者間の交流・情報交換等を目的に、1972年に設立された国際学会であり、本大会が隔年で開催されている（弊所の野村理事長はINLA理事を務めている）。大会には、欧州諸国を中心に世界各国の研究者や規制当局関係者、国際機関担当者、原子力関連事業者等が参加している。

#### (2) セッションの概要等

本大会では、次のとおりセッションが行われ、開催国であるポーランドを中心に、欧米、アジア、アフリカ各国から約100名の報告者が登壇した。

#### 【大会1日目】

- ・ウェルカムレセプション

#### 【大会2日目】

- ・オープニングセッション
- ・ポーランドにおける原子力と国家戦略
- ・原子力発電所への融資
- ・国際原子力貿易と新規建設
- ・核セキュリティと核不拡散

#### 【大会3日目】

- ・法的課題と規制効果への新たなアプローチ
- ・原子力産業における安全と規制
- ・原子力責任と保険
- ・原子力輸送の法的枠組み
- ・廃棄物管理と放射線防護

#### 【大会4日目】

- ・新しい原子力技術（SMR・AMR）の導入
- ・先進原子力技術に関する規制枠組みの標準化
- ・ANTプロジェクト開発のための国際的・欧州的法的枠組み
- ・先進原子力技術導入における法的課題
- ・核融合に関する法的枠組み

#### 【大会5日目】

- ・原子力サプライチェーンにおける現地調達とサプライヤー開発の促進
- ・サプライヤーの品質保証・認可の課題への取組

以上のセッションは、それぞれのテーマに沿って、参加者による報告または複数の登壇者によるパネルディスカッションの形式で運営された。

日本からは、大会3日目の放射性廃棄物管理に係るセッションにおいて、友岡研究部長が報告者として登壇し、「Progress and Emerging Issues in the Geological Disposal of High-Level Nuclear Waste in Japan（日本における高レベル放射性廃棄物の地層処分との進展と新たな課題）」というテーマで、わが国における高レベル放射性廃棄物の地層処分について、地元同意に係る決定プロセスや地方自治体への負担等についての分析を交えながら報告がなされた。



(友岡研究部長による報告)

### 3. フィンランド当局へのインタビュー

#### (1) 経済雇用省

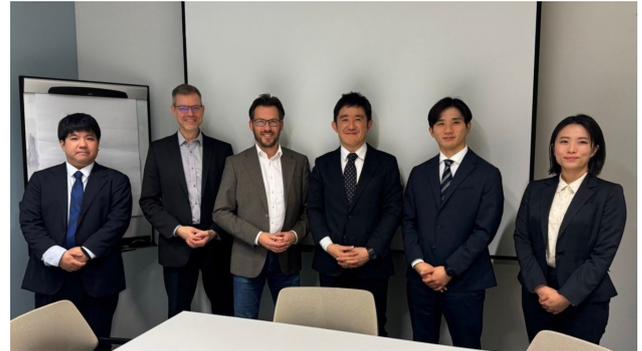
11月1日、フィンランド・ヘルシンキ市内にて、同国のエネルギー政策を担当する経済雇用省へのインタビューを行った。国際情勢を踏まえたエネルギー政策や法改正の動向、燃料不足に対する対応、小型モジュール炉（SMR）に係る安全の考え方や原子力に係る国民理解等に関するフィンランドの状況について、政策的な目線から解説いただいた。



(経済雇用省/Juho Korteniemi氏との記念撮影)

#### (2) 放射線・原子力安全庁

11月8日、ポーランド・ワルシャワ市内にて、フィンランドの原子力規制当局である放射線・原子力安全庁へのインタビューを行った。小型モジュール炉（SMR）への対応を含めた安全基準や規制の策定状況、運転期間の考え方、放射性廃棄物の処分や、規制組織のあり方等、フィンランドにおける原子力安全について、規制当局としての立場から解説いただいた。



(放射線・原子力安全庁/Petteri Tiippana氏、Tomi Routamo氏との記念撮影)

#### 4. おわりに

INLAワルシャワ本大会においては、原子力法に関する国際的かつ先進的な報告や議論を聴講し、世界各国が原子力法政策についてどのようなビジョンを描いているのかを知ることができた。

また、フィンランド当局へのインタビューにおいては、SMRをはじめとする原子力新技術への対応状況や放射性廃棄物処分に係る最新の状況などについて、貴重な意見交換を行うことができた。

今回の海外出張を通じて、最新知見の収集のみならず、原子力分野に関わる各国の参加者等との交流の機会をいただき、国内では得難い大変貴重な経験を得た。ここで得られた経験を、弊所の今後の研究活動に活かしたいと考えている。

最後に、ご多忙であるにもかかわらず、今回の出張に際し、多大なご尽力をいただいた関係者の皆さまに、この場を借りて深く御礼申し上げたい。



(左から、尾崎研究員、友岡研究部長、野村理事長、加藤研究員、秋本研究員)

**研究班の動き**

(10・11・12月)

**原子力損害賠償制度に係る法的論点検討班**

11月25日の第7回研究会では、佐瀬研究委員から「紛争解決手続に関する平成30年（2018年）原賠法改正事項の検討」というテーマでご報告いただいた。福島第一原発事故における紛争審査会による和解の仲介（原賠ADR）の運用の仕組みや、平成30年の原賠法改正の経緯および内容等について概観した上で、改正や検討の対象となった個別の紛争解決手続等について解説をいただいた。その後、原賠ADRにおける統一的な判断の担保方法や、アメリカ等の他国や他産業との制度の相違点、また、仲裁手続やクラス・アクションの日本における導入可能性および有効性等について検討した。

**エネルギーに関する国際動向の法的論点検討班**

11月15日の第8回研究会では、原田研究委員から「エネルギー安全保障の国内法的側面」というテーマでご報告いただいた。第一に、国内法における平時と非平時に関する新たな動向として、地方自治法の補充的指示権の規定に関する議論を概観した後、第二に、国内法における条約の解釈方法論として、直接適用可能性のある条約とそうでない条約が国内の行政機関や裁判所においてどのように解釈されているのかについて解説いただいた。その後、租税条約などの分野での条約の直接適用の可能性などについて議論した。

**環境法制・事例検討班**

10月15日の第7回研究会では、北村研究委員から「最近の太陽光発電設備設置規制条例の動向」というテーマでご報告いただいた。太陽光発電設備の設置規制条例について、許可基準や再エネ特措法とのリンケージなどのいくつかの視角から条例内容を分析した後、これらの条例の法的拘束力をめぐる行政訴訟として、日高市と伊東市における2つの地裁判決についてご解説いただいた。その後、罰則がない条例の法的拘束力や条例と再エネ特措法との関連性などについて議論した。

12月17日の第8回研究会では、勢一研究委員から「気候変動適応に関する法政策動向一日独比較から

一」というテーマでご報告いただいた。気候変動適応に関する法政策の動向について、日本の気候変動適応の仕組みを概観した後、ドイツで制定された気候変動適応法の概要や特色についてご解説いただいた。その後、適応法としての意義や他分野との政策統合のあり方等について議論した。

**公益事業法制検討班**

10月21日の第6回研究会では、若林研究委員から「英国の市場調査制度の展開」というテーマでご報告いただいた。デジタルプラットフォームに係る競争問題を念頭にイギリスで導入された、2002年企業法に基づく市場調査、および2024年新設の「Digital Markets, Competition and Consumers ACT 2024」（DMCC）に基づくPCI調査に関して、概要や特徴についてご説明をいただいた後、調査期間や制裁金額等の側面における両者の異同、競争法を補完する制度の役割等についてご解説をいただいた。その後、市場全体の調査を契機とした特定企業への規制の是非について意見交換したほか、違反認定なしに是正措置が命じられるイギリス競争法の特徴や、市場調査の過程および手続きについて議論した。

**再生可能エネルギー主力電源化に向けた法的論点検討班**

10月11日の第5回研究会では、ゲストスピーカーとしてライプツィヒ大学のヴォルフガング・ケック教授から「The development of renewable energy law in Germany and the EU」というテーマでご報告をいただいた。最初にドイツにおける再生可能エネルギー法（EEG）及びEUにおけるEU再生可能エネルギー指令について概観した上で、ドイツにおける再生可能エネルギー拡大の進捗及び現状についてご説明いただいた。その後、EEG改正法における設置面積目標の法定化及び再生可能エネルギーに係る計画活動（ゴー・トゥ・エリアの指定等）等について議論した。

11月12日の第6回研究会では、青木研究委員から「託送料金認可をめぐる行政訴訟」というテーマでご報告いただいた。賠償負担金相当金及び廃炉円滑

化負担金相当金に関する託送供給等約款の変更認可の処分取消を求める行政訴訟について、変更認可に至る経緯に触れた上で、令和2年福岡地裁判決をご解説いただいた。その後、原告適格及び裁量権の範囲等について議論した。

#### 原子力の安全性を巡る法的問題検討班

10月25日の第6回研究会では、磯部研究委員から「運転延長規制について」というテーマでご報告い

ただいた。「高経年化した発電用原子炉に関する安全規制」に関するこれまでの議論の経緯を概観した上で、「設計の古さ」をめぐる議論についてご説明いただいた。その後、現行の40年運転規制と安全性確保との関係性、今般の法改正による規制の整理、リスクの不確実性（unknown-unknowns）と安全性確保への取組方法、サプライチェーンの確保等について議論した。

**研究報告書の公開**

以下のとおり研究報告書を当研究所ホームページに公開しましたので、お知らせいたします。

- ・ JELI R-No.157 「公益事業法制をめぐる国内外の法的論点の検討」

(11月21日掲載)

**新着図書案内**

(10・11・12月)

書名	著者	出版社
諸外国における高レベル放射性廃棄物の処分について 2023年版	経済産業省 資源エネルギー庁	経済産業省 資源エネルギー庁
環境リスクと予防原則 II 予防原則論争 [アメリカ環境法入門2]	畠山 武道	信山社
アメリカ環境政策の展開と規制改革—ニクソンからバイデンまで [アメリカ環境法入門3]	畠山 武道	信山社
電気事業便覧 2023年度	経済産業省 資源エネルギー庁	経済産業調査会

日本エネルギー法研究所季報

2025.1.6 Vol.287

編集発行 日本エネルギー法研究所 季報編集委員会  
〒141-0031 東京都品川区西五反田七丁目9番2号  
KDX五反田ビル8F  
電 話 03-6420-0902 (代)  
URL <http://www.jeli.gr.jp/>  
e-mail [contact-jeli@jeli.gr.jp](mailto:contact-jeli@jeli.gr.jp)  
印 刷 株式会社 吉田コンピュータサービス

本書の内容を他誌等に掲載する場合には、日本エネルギー法研究所にご連絡ください。